

令和6年10月21日

要回答

医療的ケア児処方箋応需状況のアンケート調査 (ご協力をお願い)

一般社団法人 京都府薬剤師会
薬薬連携委員会

平素は会務運営にご協力いただき、ありがとうございます。

令和6年度診療報酬改定にて、地域支援体制加算算定要件の一部に小児特定加算1回/年が含まれております。京都府薬剤師会ホームページ「在宅医療が行える薬局一覧」に掲載中の対応可能薬局数は以下のとおりです。

小児在宅可能薬局数=399 店舗 / 在宅可能店舗 (702 店舗) 56.8%

この度、医療的ケア児の処方箋応需状況をアンケート調査により把握し、医療施設へ情報提供を図りたいと考えております。ご多忙のところ恐れ入りますが、アンケート調査にご協力いただきたく、よろしくお願い申し上げます。本アンケートにつきましては、処方箋応需・在宅応需について広報させていただきます。

- Googleのメールアドレスをお持ちでなくてもアンケートのご回答は可能です。
- 本案内文は本会ホームページ(トップページ)「薬薬連携」バナー → 「その他」に掲載しています。

<医療的ケア児とは>

医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。全国の医療的ケア児(在宅)は約2万人(推計)(厚労省HPより)

児童福祉法第五十六条の六第二項

地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

Google フォームURL またはQRコード

<https://forms.gle/qXHxsu1FSs8giDuGA>



締め切り 令和6年11月30日(土)